

不足額給付Ⅰ（対象例になりうる例）

（例２）

令和５年中所得がなく、令和６年中所得が発生した場合（学生の就職等）

例）単身世帯の場合

令和５年時点 学生

令和６年時点 社会人

令和６年分推計所得税	0
所得税定額減税可能額	0
減税しきれない額（①）	0
令和６年度分個人住民税所得割額	0
個人住民税定額減税可能額	0
減税しきれない額（②）	0
令和６年度調整給付額（①＋②）	0
↓ １万単位で切り上げ	
令和６年度調整給付額（③）	0



令和６年分所得税（実績）	25,000
所得税定額減税可能額	30,000
減税しきれない額（④）	5,000
令和６年度分個人住民税所得割額	0
個人住民税定額減税可能額	10,000
減税しきれない額（⑤）	10,000
本来給付すべき額（④＋⑤）	15,000
↓ １万単位で切り上げ	
本来給付すべき額（⑥）	20,000



所得税定額減税可能額 = (本人＋扶養親族数) × 3 万円
 個人住民税定額減税可能額 = (本人＋扶養親族数) × 1 万円

差額⑥－③の20,000円を不足額として給付
 ※端数は1万円単位で切り上げ